

大野郡5町2村合併協議会インターネットホームページ開設及び 管理運営規程

（目的）

第1条 この規程は、大野郡5町2村合併協議会インターネットホームページ（以下「ホームページ」という）を開設することにより、大野郡5町2村合併協議会（以下「協議会」という）の情報を積極的に公開するとともに、住民等の声を把握することを目的とする。

（名称）

第2条 ホームページの名称は「大野郡合併協議会Webページ」とする。

（協議会の責務）

第3条 協議会はホームページに情報を掲載するよう努めなければならない。

（掲載情報の制限等）

第4条 次の各号のいずれかに該当する情報は、ホームページに掲載することができない。

- （1） 広告その他の営業に関する情報
- （2） 個人に関する情報（一般的に知り得ない個人の情報であって、その個人が識別され、又は認識されうる情報をいう。）
- （3） 公共性及び公益性を損なうおそれがある情報
- （4） 前3号に掲げるもののほか、協議会の会長が定める情報

（意見等の受信及び処理）

第5条 協議会は、電子メール（以下「メール」という）を有効的に活用し、メールによる意見等の収集に努めるものとする。

2 メールで受信した意見等については、速やかに回答等の処理をするものとする。

（リンクの取り扱い）

第6条 ホームページのリンクは、次の各号のいずれかに該当する機関等が開設したインターネットホームページに限るものとする。

- （1） 官公庁
- （2） 官公庁以外の公共機関
- （3） 前2号に掲げるもののほか、協議会の会長が認める機関等

2 協議会以外の者が開設するインターネットホームページからのリンクは自由とする。ただし、リンクを行う場合は、その旨を協議会に通知するものとする。

（個人情報の保護）

第7条 ホームページに情報を掲載する場合は、個人情報の保護の重要性を認識し、その取り扱いに十分配慮しなければならない。

(著作権等への留意)

第8条 ホームページに自ら作成したものでない文書、写真、図画、音楽、動画等の著作物を掲載する場合は、当該著作物の著作権等について、十分留意しなければならない。

(引用・転載)

第9条 ホームページの内容は、自由に引用・転載することができるものとする。ただし、利用者は、その出典を明示しなければならない。

(事務局の責務)

第10条 協議会の事務局は、ホームページに掲載する情報については、その利用目的に照らして常に最新のものとしておかななければならない。

2 協議会の事務局は、ホームページの作成については、効率的に作成し、全体の整合性を保つよう努力しなければならない。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、ホームページの開設及び管理運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年3月1日から施行する。